

「令和7年度利用分量割戻し」の公告

新潟市火災共済生活協同組合定款第80条の規定に基づき、令和7年度剰余金の一部を火災共済事業の利用分量に応じて、次のとおり組合員に割り戻します。

記

1 割戻し額

令和7年度における火災共済有効契約にかかる掛金額の20.8%相当額とする。ただし、5円未満は切り捨てる。

2 割戻しを受ける組合員

令和7年度中に火災共済契約を締結し、総代会開催日（令和8年6月12日）において組合員である者。

3 割戻しの時期及び方法

- (1) 上記1 割戻し額のうち、12.8%相当額は令和8年7月1日以降に契約満了日を迎える火災共済契約の更新時に共済掛金額に充当して割り戻します。火災共済契約を更新しない場合は、申し出により払い戻します。
- (2) 上記1 割戻し額のうち、8%相当額は当該組合員の出資金に振り替えます。

4 割戻し期限

上記3 割戻しの時期及び方法の(1)にかかる割戻し期限は、令和10年3月31日までとします。

令和8年6月15日

新潟市火災共済生活協同組合

理事長 小林 佐登司